

令和4年度
敦賀市予算書

敦 賀 市

目 次

第10号議案	令和4年度	敦賀市一般会計予算	1 頁
第11号議案	令和4年度	敦賀市港湾施設事業特別会計予算	15 頁
第12号議案	令和4年度	敦賀市国民健康保険 (事業勘定の部及び施設勘定の部) 特別会計予算	19 頁
第13号議案	令和4年度	敦賀市介護保険特別会計予算	29 頁
第14号議案	令和4年度	敦賀市産業団地整備事業特別会計予算	33 頁
第15号議案	令和4年度	敦賀市後期高齢者医療特別会計予算	37 頁
第16号議案	令和4年度	敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算	41 頁
第17号議案	令和4年度	市立敦賀病院事業会計予算	45 頁
第18号議案	令和4年度	敦賀市水道事業会計予算	49 頁
第19号議案	令和4年度	敦賀市下水道事業会計予算	53 頁

第 10 号 議 案

令 和 4 年 度 敦 賀 市 一 般 会 計 予 算

令和 4 年度敦賀市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ

3 7 , 3 7 5 , 3 1 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第 2 条 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 2 条第 1 項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第 2 表 継続費」による。

(債務負担行為)

第 3 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 3 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 4 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 4 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 5 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1 , 5 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 6 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 市 税		12,370,731
	5 市 民 税	4,246,673
	10 固定資産税	6,791,472
	15 軽自動車税	234,291
	20 市たばこ税	550,847
	25 鉦 産 税	313
	35 入 湯 税	17,328
	40 都市計画税	529,807
6 地方譲与税		220,112
	5 地方揮発油譲与税	50,000
	10 自動車重量譲与税	135,000
	15 地方道路譲与税	1
	20 特別とん譲与税	20,000
9 利子割交付金		8,000
	5 利子割交付金	8,000
12 配当割交付金		40,000
	5 配当割交付金	40,000
15 株式等譲渡所得割交付金		30,000
	5 株式等譲渡所得割交付金	30,000
17 法人事業税交付金		100,000
	5 法人事業税交付金	100,000
18 地方消費税交付金		1,450,000
	5 地方消費税交付金	1,450,000
21 ゴルフ場利用税交付金		10,000
	5 ゴルフ場利用税交付金	10,000
25 環境性能割交付金		16,000
	5 環境性能割交付金	16,000
27 地方特例交付金		70,000
	5 地方特例交付金	70,000
30 地方交付税		1,650,000
	5 地方交付税	1,650,000
33 交通安全対策特別交付金		7,000
	5 交通安全対策特別交付金	7,000
36 分担金及び負担金		93,571
	5 負 担 金	93,571

(単位：千円)

款	項	金額
39 使用料及び手数料		574,241
	5 使用料	498,046
	10 手数料	76,195
42 国庫支出金		5,504,429
	5 国庫負担金	2,265,071
	10 国庫補助金	3,197,365
	15 委託金	41,993
45 県支出金		3,262,672
	5 県負担金	907,117
	10 県補助金	1,112,479
	15 県交付金	1,204,388
	20 委託金	38,688
48 財産収入		21,366
	5 財産運用収入	21,364
	10 財産売払収入	2
51 寄附金		5,000,031
	5 寄附金	5,000,031
54 繰入金		2,449,075
	5 繰入金	2,449,075
57 繰越金		10
	5 繰越金	10
60 諸収入		1,708,073
	5 延滞金加算金及び過料	7,000
	10 市預金利子	100
	15 貸付金元利収入	402,000
	20 受託事業収入	132,154
	25 雑入	1,166,819
63 市債		2,790,000
	5 市債	2,790,000
歳入合計		37,375,311

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
3 議会費		283,860
	5 議会費	283,860
6 総務費		8,204,237
	5 総務管理費	7,662,366
	10 徴税費	328,448
	15 戸籍住民基本台帳費	119,134
	20 選挙費	51,811
	25 統計調査費	9,178
	30 監査委員費	33,300
9 民生費		10,818,364
	5 社会福祉費	5,334,641
	10 児童福祉費	4,869,533
	15 生活保護費	614,190
12 衛生費		4,420,583
	5 保健衛生費	2,072,885
	10 清掃費	2,347,698
15 労働費		117,988
	5 労働諸費	117,988
18 農林水産業費		619,979
	5 農業費	408,544
	10 林業費	133,208
	15 水産業費	78,227
21 商工費		1,556,906
	5 商工費	1,556,906
24 土木費		4,434,905
	5 土木管理費	91,828
	10 道路橋りょう費	724,690
	15 河川費	64,479
	20 港湾費	22,781
	25 都市計画費	3,269,346
	30 住宅費	261,781
27 消防費		948,514
	5 消防費	948,514
30 教育費		3,722,311
	5 教育総務費	604,485
	10 小学校費	592,681
	15 中学校費	326,587

第 2 表

継 続 費

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
24 土木費	25 都市計画費	北陸新幹線 駅周辺施設 整備事業	1,154,200	令和4年度	945,700
				令和5年度	208,500

第 3 表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
県知事、県議会議員選挙 ポスター掲示場設置等委託料	令和4年度から 令和5年度まで	5,107
市長、市議会議員選挙 ポスター掲示場設置等委託料	令和4年度から 令和5年度まで	20,428
清掃センター整備 ・ 運営委託料	令和4年度から 令和28年度まで	27,777,200

事 項	期 間	限 度 額
清掃センター設計 施工監理委託料	令和4年度から 令和8年度まで	143,968
廃棄物処理施設関連 地区会館建設等補助金	令和4年度から 令和5年度まで	380,000
空きビル再生支援 事業費補助金	令和5年度	10,000

第 4 表

地 方 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
災害用 マンホール トイレ 整備事業	千円 4,200	証書借入又は 証券発行 (政府資金) (その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁舎 整備事業	千円 384,100	証書借入又は 証券発行 (政府資金 その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	25年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
保育園 整備事業	29,900	同上	同上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
子育て支援 センター 改修事業	39,200	同上	同上	同上
一般廃棄物 最終処分場 整備事業	609,200	同上	同上	同上
清掃センター 整備事業	75,800	同上	同上	同上

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
造 林 事 業	千円 4,900	証 書 借 入 又 は 証 券 発 行 (政 府 資 金) (そ の 他)	4.0 % 以 内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	50年以内(うち据 置35年以内)の元利 均等又は元金均等償還 とする。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
漁 港 建 設 事 業	28,000	同 上	同 上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
消 雪 施 設 整 備 事 業	36,000	同 上	同 上	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
道 路 新 設 改 良 事 業	108,800	同 上	同 上	20年以内(うち据 置5年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
橋 り よ う 新 設 改 良 事 業	9,100	同 上	同 上	同 上

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
道路長寿命 命化事業	千円 18,000	証書借入又は 証券発行 (政府資金) その他	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
河川改良 事業	25,900	同 上	同 上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
河川浚渫 推進事業	18,000	同 上	同 上	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
北陸新幹線 整備事業	417,600	同 上	同 上	30年以内(うち据 置5年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
北陸新幹線 駅周辺 整備事業	148,500	同 上	同 上	20年以内(うち据 置5年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
北陸新幹線 関連公共施設等 整備事業	千円 35,000	証書借入又は 証券発行 (政府資金) (その他)	4.0 %以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	20年以内(うち据 置5年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
市営住宅 改修事業	10,400	同 上	同 上	15年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
中 学 校 改 修 事 業	33,200	同 上	同 上	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
公 民 館 改 修 事 業	5,200	同 上	同 上	同 上
プラザ萬象 改修事業	11,400	同 上	同 上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
柴田氏庭園 保存修理 事業	千円 32,900	証書借入又は 証券発行 (政府資金) (その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直 し方式で借り入れる 政府資金及びその他 の資金について、利 率の見直しを行った 後においては、当該 見直し後の利率)	10年以内(うち据 置2年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし、借入先の融 通条件に従い償還し、 又本市財政の都合によ り償還年限を短縮、繰 上げ償還することがで きる。
史跡武田 耕雲斎等墓 活用整備 事業	78,900	同 上	同 上	同 上
体育施設 改修事業	25,800	同 上	同 上	同 上
臨時財政 対策債	600,000	同 上	同 上	20年以内(うち据 置3年以内)の元利均 等又は元金均等償還と する。 ただし書同文
合 計	2,790,000			

第 11 号 議 案

令和 4 年度敦賀市港湾施設事業特別会計予算

令和 4 年度敦賀市の港湾施設事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 20,907 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

第 12 号 議 案

令和 4 年度敦賀市国民健康保険 (事業勘定の部及び施設勘定の部) 特別会計予算

令和 4 年度敦賀市の国民健康保険（事業勘定の部及び施設勘定の部）特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第 1 条 事業勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,598,638 千円と定める。

2 施設勘定の部の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 28,674 千円と定める。

3 事業勘定の部及び施設勘定の部の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

（歳出予算の流用）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により、事業勘定の部及び施設勘定の部の歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した報酬、給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 渕 上 隆 信

(事業勘定の部)

(施設勘定の部)

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
3 診療収入		5,491
	5 外来収入	5,491
6 使用料及び手数料		3
	5 手 数 料	3
9 繰 入 金		23,135
	5 事業勘定繰入金	23,135
12 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
15 諸 収 入		44
	5 雑 入	44
歳 入 合 計		28,674

第 13 号 議 案

令和 4 年度敦賀市介護保険特別会計予算

令和 4 年度敦賀市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 6,275,560 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 220 条第 2 項ただし書の規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
- (2) 保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

第 14 号 議 案

令和 4 年度敦賀市産業団地整備事業特別会計予算

令和 4 年度敦賀市の産業団地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3,275 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
3 産業団地整備事業費		3,275
	5 産業団地整備事業費	3,275
歳 出	合 計	3,275

第 15 号 議 案

令和 4 年度敦賀市後期高齢者医療特別会計予算

令和 4 年度敦賀市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9 3 1, 6 6 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

第 16 号 議 案

令和 4 年度敦賀市公共用地先行取得事業特別会計予算

令和 4 年度敦賀市の公共用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 30,640 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 4 年 2 月 24 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

第 1 表 歳入歳出予算

1 歳入

(単位：千円)

款	項	金額
5 財産収入		30,639
	5 財産売却収入	30,639
15 繰越金		1
	5 繰越金	1
歳入合計		30,640

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
15 公債費		30,640
	5 公債費	30,640
歳 出	合 計	30,640

第 17 号 議 案

令和 4 年度市立敦賀病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度市立敦賀病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数

一 般 病 床 330床

感 染 症 病 床 2床

(2) 患 者 数

年 間 患 者 数 1 日 平 均 患 者 数

入 院 延 80,665人 221人

外 来 延 165,969人 683人

(3) 主要な建設改良事業

嶺南地域急性期医療体制強化事業 223,358千円

医療情報システム整備事業 600,600千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 病 院 事 業 収 益 8,649,295千円

第 1 項 医 業 収 益 7,230,060千円

第 2 項 医 業 外 収 益 1,419,235千円

支 出

第 1 款 病 院 事 業 費 用 8,752,285千円

第 1 項 医 業 費 用 8,498,912千円

第 2 項 医 業 外 費 用 204,232千円

第3項 特別損失 48,641千円

第4項 予備費 500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額649,597千円は、過年度分損益勘定留保資金644,597千円及び市立敦賀病院事業基金5,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 857,605千円

第1項 企業債 459,200千円

第2項 負担金 286,726千円

第3項 補助金 111,678千円

第4項 投資返戻金 1千円

支 出

第1款 資本的支出 1,507,202千円

第1項 建設改良費 981,178千円

第2項 企業債償還金 475,624千円

第3項 投資 50,400千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
給食業務委託料	令和5年度から 令和7年度まで	493,425

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
医療機器 整備事業	千円 459,200	証書借入又は 証券発行 (政府資金) (その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	5年以内(うち据置1年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した職員給与費に係る予定支出額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用
(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費 4,313,839千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,980,268千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第 1 1 条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量
取得する資産	医療器械	放射線医用画像情報システム	1 式
	医療器械	医療情報システム	1 式
	備 品	電話交換機	1 式

令和 4 年 2 月 2 4 日 提出

敦賀市長 淵 上 隆 信

第 18 号 議 案

令和 4 年度敦賀市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度敦賀市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	31,330戸
(2) 年 間 総 給 水 量	9,246,720 m ³
(3) 1 日 平 均 給 水 量	25,333 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管路改良事業	287,170千円
昭和浄水場電気設備改良事業	83,600千円
谷ポンプ場新設事業	30,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 水道事業収益	1,460,285千円
第 1 項 営業収益	1,169,753千円
第 2 項 営業外収益	290,532千円

支 出

第 1 款 水道事業費用	1,278,790千円
第 1 項 営業費用	1,147,739千円
第 2 項 営業外費用	128,076千円
第 3 項 特別損失	2,675千円
第 4 項 予 備 費	300千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額597,446千円は、建設改良積立金140,000千円、過年度分損益勘定留保資金362,153千円及び当年度分損益勘定留保資金95,293千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入 322,411千円

第1項 企業債 250,900千円

第2項 負担区分に基づく負担金 37,911千円

第3項 工事負担金 33,600千円

支 出

第1款 資本的支出 919,857千円

第1項 建設改良費 510,652千円

第2項 企業債償還金 409,205千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	昭和浄水場	167,200	令和4年度	83,600
		電気設備 改良事業		令和5年度	83,600

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
配水設備 改良事業	千円 250,900	証書借入又は 証券発行 (政府資金) (その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れられる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、30,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

113,890千円

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、8,860千円と定める。

令和4年2月24日 提出

敦賀市長 淵上隆信

第 19 号 議 案

令和 4 年度敦賀市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 4 年度敦賀市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 接 続 戸 数	25,480戸
(2) 年 間 総 処 理 水 量	8,954,200 m ³
(3) 1 日 平 均 処 理 水 量	24,532 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
汚水管渠整備事業	467,850千円
雨水管渠整備事業	52,000千円
松島ポンプ場改築事業	80,000千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第 1 款 下水道事業収益	2,491,784千円
第 1 項 営 業 収 益	1,376,266千円
第 2 項 営 業 外 収 益	1,115,518千円

支 出

第 1 款 下水道事業費用	2,273,313千円
第 1 項 営 業 費 用	2,016,845千円
第 2 項 営 業 外 費 用	249,667千円
第 3 項 特 別 損 失	6,301千円
第 4 項 予 備 費	500千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,059,065千円は、過年度分損益勘定留保資金98,735千円、当年度分損益勘定留保資金750,330千円及び利益剰余金処分量210,000千円で補てんするものとする。)

収 入

第1款 資本的収入	854,144千円
第1項 企業債	573,600千円
第2項 受益者負担金	19,294千円
第3項 補助金	203,250千円
第4項 工事負担金	52,000千円
第5項 貸付金償還金	6,000千円

支 出

第1款 資本的支出	1,913,209千円
第1項 建設改良費	656,326千円
第2項 企業債償還金	1,250,883千円
第3項 貸付金	6,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所改造資金 貸付金利子補給金	令和5年度から 令和9年度まで	285

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道建設改良事業	千円 395,200	証書借入又は証券発行 (政府資金) (その他)	4.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及びその他の資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	40年以内(うち据置5年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし、借入先の融通条件に従い償還し、又企業財政の都合により償還年限を短縮し繰上げ償還することができる。
資本費 平準化債	82,900	同上	同上	20年以内(うち据置5年以内)の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
下水道事業 借換債	95,500	同上	同上	20年以内の元利均等又は元金均等償還とする。 ただし書同文
合計	573,600			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

職員給与費

96,324千円

(利益剰余金の処分)

第9条 利益剰余金のうち210,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

減債積立金 210,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、746千円と定める。

令和4年2月24日 提出

敦賀市長 淵上隆信